

決 議 (案)

次代を担う少年たちを、わが国の歴史と伝統を引き継がせつつ、心身ともに健やかに育成することは、国民すべてに課せられた責務である。

昨今の少年をめぐる情勢は、刑法犯で検挙される少年の数は、減少を続け戦後最少となっているが、検挙された者が同年齢層人口中に占める割合では、少年のそれは成人の約2倍と高く、刑法犯中に占める再犯者の割合でも、約3人に1人と依然高く、さらに、社会の耳目を集める重大凶悪な事案が後を絶たないほか、少年による大麻事案が5年連続して増加しているところである。

また、少年本人だけでなくその家族、友達等の心を深く傷つけるいじめ事案の未然防止と早期の発見・解決、子供を守り育てるべき立場にある保護者による児童虐待事案の早期発見と被害児童の早期保護が大きな社会問題となっている。

さらに最近では、少年の間にも、スマートフォン、携帯電話回線を利用するタブレット等のインターネット接続機器が行きわたっているが、その不適切な利用によって少年の福祉を損なう犯罪の被害に遭う事例が急増している。

このような事態の背景としては、少年の規範意識の希薄化があげられるが、その要因としては、少年の規範意識を育てる役割を担ってきた家庭や地域社会の教育機能の低下があり、また少年の側にも、コミュニケーション力が不足し、ともすれば自らの居場所を見い出せず、孤立し、疎外感さえ抱いているといった実情があることが考えられる。

このため、このような現状を認識し、問題を抱えている少年に積極的に手を差し伸べ、社会参加を促し、進学・就労にも手を貸すなどして、非行に走らせず、立ち直りを支援するとともに、少年を厳しくも温かい大人の目で見守る社会機運の醸成に努めるなど、非行少年を生まず少年が犯罪の被害に遭わない社会づくりの推進に、引き続き社会全体で取り組むことが求められている。

少年警察ボランティアは、このような重要な要請に応えるため、「地域の少年は地域で守り、育てる」との強い自覚の下、地域の核となり、関係機関・団体や地域住民との連携協力を密にして、少年の非行を防止し健全に育成するという目的の達成に向けて、幅広く取り組んでいくことを、ここに決議する。

平成31年3月15日

公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会